

岩手県告示第297号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和元年9月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	担当する医療の内容	担当する自立支援医療の種類	指定年月日
岩手医科大学附属病院	紫波郡矢巾町医大通二丁目1番1号	眼科に関する医療、耳鼻咽喉科に関する医療、口腔に関する医療、整形外科に関する医療、形成外科に関する医療、中枢神経に関する医療、脳神経外科に関する医療、心臓血管外科に関する医療、腎臓に関する医療、腎移植に関する医療、小腸に関する医療、肝臓移植に関する医療、歯科矯正に関する医療及び免疫に関する医療	育成医療・更生医療	令和元年9月21日